

報 道 資 料

令和4年11月22日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第268号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第404号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県教育委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和4年11月22日
- ◎ 実施機関：教育委員会 教職員課
- ◎ 対象行政文書：ア 奈良県立〇〇市立〇〇中学校非常勤講師（〇〇〇〇）に係る辞令書の控え（任用期間：令和2年3月24日まで）（以下「本件非常勤講師に係る辞令書の控え」という。）
イ 市町村立学校非常勤講師取扱要綱（平成30年4月1日施行）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 個人の辞令年月日
イ 奈良地方裁判所令和2年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件、原告〇〇〇〇（開示請求人）、被告奈良県で、原告にパワーハラ等の違法・不当行為を行ったとして奈良県に損害賠償等を求める民事訴訟の当事者である〇〇市立〇〇中学校〇〇〇〇校長に対し奈良県教育委員会が事実確認・聴取等した記録全て。
 - 不開示理由：ア 条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
イ 条例第10条に該当
本件開示請求は、訴訟の事件番号及び特定の個人の名を挙げてしたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することとなるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書及び本件対象文書の性質について

- (1) 「2019年度〇〇市立〇〇中学校で勤務した非常勤講師〇〇〇〇氏（〇〇〇〇）の辞令、任用条件書等、採用日の分かる文書」（以下「本件開示請求1」という。）について、実施機関では、職員の人事異動が行われた際に異動内容を記載した辞令書を交付している。
本件非常勤講師に係る辞令書の控えは、辞令発令年月日とともに実施機関の職員の氏名等が記載されている。
- (2) 「奈良地方裁判所令和2年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件、原告〇〇〇〇（開示請求人）、被告奈良県で、原告にパワーハラ等の違法・不当行為を行ったとして奈良県に損害賠償等を求める民事訴訟の当事者である〇〇市立〇〇中学校〇〇〇〇校長に対し奈良県教育委員会が事実確認・聴取等した記録全て」（以下「本件開示請求2」という。）については、校長がパワーハラスメントを行ったとする訴えがあった場合に行われる、当該行為の有無等に係る調査等に関する行政文書を対象とするものであるが、この種の行政文書は、実施機関が当該調査の過程で作成又は取得するという性質を持つ文書である。
したがって、本件対象文書の存否を答えることは、校長が審査請求人に対しパワーハラスメントを行ったとして調査が行われたか否か（以下「本件校長に係る存否情報」という。）及び審査請求人が校長からパワーハラスメントの被害を受けたとして調査が行われたか否か（以下「本件審査請求人に係る存否情報」といい、「本件校長に係る存否情報」と「本件審査請求人に係る存否情報」を総称して「本件対象情報」という。）を示すことになると認められる。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1に係る条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件非常勤講師に係る辞令書の控えに記載された非常勤講師（以下「本件非常勤講師」という。）の辞令年月日について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤講師の辞令年月日は、個人の経歴に関する情報であるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

実施機関は、本件非常勤講師の辞令年月日は、実施機関において公にする慣行はなく、公にすることを義務付ける法令等の規定もないことから同号ただし書アに掲げる情報には該当せず、同号ただし書イにも該当しない旨主張している。

これに対し、審査請求人は、非常勤講師は公共性が高く、辞令年月日も含め新聞やWeb上で公開される旨主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、新聞やWeb上で非常勤講師の異動について公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

したがって、本件非常勤講師の辞令年月日は、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イにも該当しないことは明らかである。

また、同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、辞令年月日は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに掲げる情報には該当しない。

以上のことから、本件非常勤講師の辞令年月日は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 本件開示請求2に係る存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張している。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件校長に係る存否情報は、校長が審査請求人に対してパワーハラスメントを行ったとして調査が行われたか否かという特定の個人に関する情報であることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

本件校長に係る存否情報については、公にする法令等の規定はないと認められる。また、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件校長に係る存否情報と同種の情報について公にしたことはないとして説明していることから、実施機関において、本件校長に係る存否情報を公にする慣行はなく、公にすることが予定されている情報でもないとして認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イについては、公にすることにより害されるおそれがある個人情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するための公益が優越すると認められる個人情報については開示すべき旨規定しているが、本件校長に係る存否情報を明らかにする必要があるとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

さらに、同号ただし書ウについて、パワーハラスメントは、職務遂行の過程において発生する行為であるが、本件校長に係る存否情報が明らかになった場合、校長がパワーハラスメントを行ったとする訴

えがあったか否かが分かることから、校長の公務員としての立場を離れた個人としての名誉や信用に関わる情報が明らかとなり、それにより校長の私生活等に影響を及ぼすおそれがあると認められるため、本件存否情報は、校長の私事に関する情報であると考えらるべきであり、校長の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

したがって、本件校長に係る存否情報は同号ただし書ウに該当しない。

これらのことから、本件校長に係る存否情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件校長に係る存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、本件審査請求人に係る存否情報の条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、本件対象情報は条例第10条に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	令和 3年 3月 27日		
② 決定	令和 3年 4月 12日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和 3年 4月 18日		
④ 諮問	令和 3年 6月 10日		
⑤ 経過	令和 3年 12月 24日	第257回審査会	審議
	令和 4年 3月 31日	第258回審査会	審議
	令和 4年 5月 27日	第259回審査会	審議
	令和 4年 7月 6日	第260回審査会	審議